

パブリックコメント手続結果

令和7年3月28日

案件名	東松山市こども計画
案の公表期間 (意見募集期間)	令和7年1月9日(木)～29日(水)
意見提出者数	7人
担当部署 (問合せ先)	こども家庭部 こども支援課 子育て支援グループ Tel (0493) 63-5005 (直通) 東松山市役所 総合会館 2階

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
1	こどもが様々なものに興味を持ち、自ら調べ様々な挑戦できるよう、家庭や地域がきっかけを提供し支援することが重要です。 当団体は、地域貢献を目的として、こどもを対象に教室等を開催しておりますが、当団体の活動がより活発になるために、 ・市や学校へ団体活動の周知 ・市民へ教室開催及び参加者募集の周知 が重要です。 また、学校、家庭、地域とのコミュニケーション向上のため、メールやアプリ等の電子媒体を活用した情報伝達環境への改善が必要です。	学校、家庭、地域が連携・協働した活動や体験機会の提供について、本計画の 第4章 基本施策と事業の展開 基本施策2 学齢期のこどもへの支援 1 学校教育等の教育環境の充実 (3) 家庭、地域の教育力の向上 【計画書 P67】 3 こどもの居場所・体験機会の提供 (1) こどもの居場所・遊び場の充実 【計画書 P69】 (3) 多様な体験機会の充実 【計画書 P70～71】 に掲載しております。 いただいた具体的なお意見につきましては、関係各課と共有し、参考意見とさせていただきます。	無
2	多胎児は単胎児に比べて、低出生体重児の割合が多く、虐待死のリスクも高いという現状があり、多胎育児の困難さが表れています。 本計画の中で、「多胎児家庭への支援充実」に向けた事業や、各事業において多胎児の視点を取り入れていただきたいです。	本計画は、「こども大綱」を勘案し、全てのこども・若者、子育て当事者を対象にしております。 本計画の 第4章 基本施策と事業の展開 基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援 2 親と子の健康づくりに向けた支援 【計画書 P55～59】 に掲げた各種健診、相談や訪問事業等の中で、多胎児家庭に配慮した支援を行います。	無
3	不登校および学校への行き渋り生徒（保護者） に対する対応について① 不登校児童生徒が増加している中、基本施策2「学齢期のこどもへの支援」の中で、「現状と課題」に「生徒指導専門職員による登校に課題を抱える児童生徒への支援を実施しています。」とだけあり、もう少し課題として明言して良いかと思えます。 また、基本施策2-1-(4) 不登校児童生徒等への支援「1. 不登校児童生徒等への相談支援の充実」の事業内容について、専門職だけの記載に見えるので、行政、民間と協力し合って支えるような文言が良いかと思えます。	いただいたご意見を踏まえ修正を行いました。 「提出された意見により修正した箇所とその理由」に記載のとおりです。	有

4	不登校および学校への行き渋り生徒（保護者） に対する対応について② 2027年の埼玉県高校入試制度変更により、各教科の学習の記録や自己評価資料を提出します。 登校に課題を抱えた生徒に対し、埼玉県高校入試制度変更に向けた対策（学習支援、自己評価が書けるような活動支援等）ができる環境づくり（行政、学校、家庭、民間団体が相互に連携した取組）を積極的に検討していただきたいです。	本計画は「こども大綱」を勘案して策定しております。 いただいた具体的なご意見につきましては、関係各課や学校と共有し、事業実施時に参考意見とさせていただきます。	無
5	小・中学校の児童生徒がＩＣＴ端末を有効に活用するため、外部講師による「プログラミング教室」を導入したら良いと思います。 プログラミングは創造的・論理的な考えを促す良い教材だと思います。	本計画は、２ページのとおり、分野別の関連計画と整合を図りながら進めるとし、関連計画「東松山市教育振興基本計画」内に「ＩＣＴ端末を利用した分かりやすい授業の推進」を掲げております。 いただいた具体的なご意見につきましては、担当課や学校と共有し、事業実施時に参考意見とさせていただきます。	無
6	基本施策４ 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援 １ 障害のあるこどもへの支援の充実 （２）障害のあるこどもの地域生活の支援 について 市内や近隣の町に小学生が利用できるショートステイがいくつかありますが、定員が少ない上に普段から利用している人がいてなかなか利用できません。お盆休みや年末年始に利用できるように、ショートステイを増やしてください。	本計画は、「こども大綱」を勘案し、各こども施策の大枠の方向性について記載しております。 いただいた具体的なご意見につきましては、担当課と共有し、事業実施時に参考意見とさせていただきます。	無
7	こどもを支える計画自体は良いですが、「こどもを支える大人を支える計画」が必要だと思います。 ①特別支援級を担当する教職員、介助員への研修の充実 ②介助員のフルタイム枠の拡充 ③学校内の通信環境の整備 ・視聴中に通信が途切れてしまう ・翻訳ツールの活用 ④不登校児童生徒への支援の充実 ・居場所事業を放課後や休日だけではなく平日昼間に実施してほしい ・「こどもの話を否定せずじっくり聴く人」「寄り添える人」を増やしてほしい	本計画の対象は、こども基本法第２条に基づき、新生児から青年期までの「こども」に加え、妊婦や子育てにかかわる保護者等も含めております。また、本計画は、「こども大綱」を勘案し、各こども施策の大枠の方向性について記載しております。 いただいた具体的なご意見につきましては、関係各課や学校と共有させていただき、事業実施時に参考意見とさせていただきます。	無
8	令和６年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制整備について、施策として位置付けてください。	本計画は、「こども大綱」を勘案し、全てのこども・若者、子育て当事者を対象にしております。 高次脳機能障害を有する障害児への支援については、本計画の第４章 基本施策と事業の展開 基本施策４ 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援 １ 障害のあるこどもへの支援の充実 【計画書 P78・79】 に掲げた各事業を実施する中で、高次脳機能障害に配慮した対応を行います。	無

9	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」について、施策として位置付けてください。また、次期の障害児福祉計画においても施策として位置付け、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援を計画的に実施してください。	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より、「強度行動障害児や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制の整備」については、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項であります。 また、上記8と同様、強度行動障害児や高次脳機能障害を有する障害児への支援については、本計画の第4章 基本施策と事業の展開 基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援 1 障害のあるこどもへの支援の充実 【計画書 P78・79】 に掲げた各事業を実施する中で、強度行動障害や高次脳機能障害に配慮した対応を行います。 次期障害児福祉計画につきましては、いただいたご意見を担当課と共有し、計画策定時に参考意見とさせていただきます。	無
---	--	---	---

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	第4章 基本施策と事業の展開 基本施策2 学齢期のこどもへの支援 1 学校教育等の教育環境の充実 【計画書 P64】 「現状と課題」の内容を修正 【計画書 P67】 (4) 不登校児童生徒等への支援 1. 不登校児童生徒等への支援の充実（事業番号63） 事業名 「相談支援の充実」→「支援の充実」へ修正 担当課 こども支援課を追加 事業内容 ・児童生徒だけではなく、保護者を追加 ・行政や専門職だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図った支援内容へ修正 基本施策3 青年期にかけての支援 2 若者支援と次代の親の育成 【計画書 P76】 (3) 若者支援の充実 4. いじめ・不登校に対する支援の実施（事業番号93） 担当課 こども支援課を追加 事業内容 行政や専門職だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図った支援内容へ修正	「不登校のこどもへの支援」については、「こども大綱」の「ライフステージ別の重要事項」として掲げられています。 不登校児童生徒が増加している中で、不登校は様々な背景や理由に起因しており、不登校の解消や未然防止、早期対応に向けて、行政だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、一人ひとりの状況に応じた多様な支援が必要であると考え、修正を行っています。

●パブリックコメント以降、事務局による主な修正内容

No.	修正した箇所	修正した理由
1	全ページ	体裁を整えるため、文言の統一や表記の修正を行っています。
2	第2章 市のこどもを取り巻く現状 グラフの修正、表の追加、こどもアンケートによる自由意見の追加	分かりやすくするため、グラフの修正、表の追加を行いました。 また、こどもの意見を反映するため、こどもアンケートの自由意見を追加しました。
3	第2章 市のこどもを取り巻く現状 【計画書 P43】 7 ニーズ調査等から見えた課題と今後の方向性を追加	こども基本法第11条において、こども施策に対するこども等の意見の反映について明記されているため追加しました。
4	第4章 基本施策と事業の展開 【パブリックコメント時】 基本施策2 学齢期のこどもへの支援 3 こどもの居場所・体験機会の提供 （1）こどもの居場所・遊び場の充実 4. 通学路の安全確保（事業番号71） 基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備 （2）交通安全・事故防止対策の推進 2. 交通安全施設の整備（事業番号133）  上記2事業を統合 【計画書 P91】 基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備 （2）交通安全・事故防止対策の推進 2. 通学路等の安全性の確保（事業番号132）	事業内容を踏まえ、2つの事業を統合しました。 <u>事業の統合により、事業番号71以降、事業番号が繰り上がりました。</u>
5	第4章 基本施策と事業の展開 【パブリックコメント時】 基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援 4 こどもの貧困対策の推進 （2）生活の安定に資するための支援 6. こどもの居場所づくりに関する支援（事業番号115）  【計画書 P86】 基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援 4 こどもの貧困対策の推進 （2）生活の安定に資するための支援 5. こども食堂への支援（事業番号114） 事業名 「こどもの居場所づくりに関する支援」 → 「こども食堂への支援」へ修正	下記事業との混同を防ぐため。 第4章 基本施策と事業の展開 【計画書 P69】 基本施策2 学齢期のこどもへの支援 3 こどもの居場所・体験機会の提供 （1）こどもの居場所・遊び場の充実 1. こどもの居場所の提供（事業番号68）

6	第5章 子ども・子育て支援事業計画 【計画書 P98】 2 教育・保育事業 (2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園・保育所等） 修正内容 ニーズ量の見込みを修正 【計画書 P114】 3 地域子ども・子育て支援事業 (14) 地域子育て支援拠点事業 修正内容「年間の延べ利用者数」を単位とした量の見込みを追加 【計画書 P116】 3 地域子ども・子育て支援事業 (16) 病児保育事業 修正内容 病児・緊急対応強化事業の量の見込みを追加 【計画書 P119】 3 地域子ども・子育て支援事業 (19) 産後ケア事業 修正内容 ニーズ量の見込みを修正 【計画書 P120】 3 地域子ども・子育て支援事業 (20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 修正内容 ニーズ量の見込みを修正	見直しにより、量の見込みの数値修正や追加等を行いました。
---	---	-------------------------------------